

学校グラウンド(夜間)利用規定

- | | | |
|------------|------------|------------------------|
| 1 開放施設及び種目 | ① 西小グラウンド | ソフトボール・サッカー・軟式野球(少年のみ) |
| | ② 北小グラウンド | ソフトボール・サッカー・軟式野球(少年のみ) |
| | ③ 向山小グラウンド | ソフトボール・サッカー・軟式野球(少年のみ) |
| | ④ 北上中グラウンド | ソフトボール・サッカー・軟式野球 |
| | ⑤ 南中グラウンド | ソフトボール・サッカー・軟式野球 |
| | ⑥ 中西中グラウンド | ソフトボール・サッカー・軟式野球(少年のみ) |

2 開放時間及び料金

グラウンド名	利用月	開始時間	終了時間	市内料金	市外料金
①西小 ②北小 ③向山小	4月～3月	午後6時	午後9時	5,380円	7,540円
④北上中・⑤南中	4月、8月～3月	午後6時	午後9時	5,380円	7,540円
⑥中西中	5～7月	午後7時	午後9時	3,580円	5,020円

- 3 利用者登録 利用を希望する団体は、利用者登録申請書を提出し、三島市または指定管理者の承認を受けなければならない。
- 4 利用手続 利用日の前月1日からネット及び市民体育館にて受付を行う。なお、それに先立ち利用日の前々月にネット抽選を行う(詳細な日程は、別紙抽選スケジュールのとおり)。
- 5 窓口受付時間 午前9時～午後8時30分
※市民体育館は第3月曜日(祝日の場合は火曜日)が休館となるので注意すること。
- 6 ネット抽選 抽選申込期間 休館日の翌日～最終平日の前日
抽選結果発表 最終平日の午前7時(詳細な日程は、別紙抽選スケジュールのとおり)
- 7 利用料の支払い 利用日当日の利用開始前までに市民体育館で支払うこと。
- 8 変更及び取消し
- ① 利用者の都合による利用日の変更・取り消しは、利用日の3日前までに(利用日を含めない)ネット又は市民体育館で手続きをすること(例:4月17日が利用日の場合、4月14日までに連手続きが必要)。それ以後の手続き及び電話連絡での変更・取り消しは認めない。
 - ② 雨天やグラウンドコンディション不良等で利用できない場合は、利用しない旨を市民体育館に連絡し、利用日を含めて10日以内(土曜日及び日曜日その他休日を除いた日数)に変更又は払い戻しの手続きをすること。ただし、災害等止むを得ない理由で三島市又は指定管理者が認める場合は、変更に関し2カ月以内とする。
 - ③ 変更の場合は許可書を、払い戻しの場合は許可書と申請者の印鑑(スタンプ式不可)を持参すること。
 - ④ 払い戻しの受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。
- 9 鍵の貸出し 照明操作盤の鍵は、利用日の午後1時以降に市民体育館で支払い時又は許可書を提示して受領し、翌日の午前8時30分から正午までに返却すること(翌日午前8時30分前に返却の場合は返却ポストへ)。
※利用料の支払いが完了していないと鍵の貸出しができないので注意すること。
- 10 注意事項
- ① 学校活動に支障をきたしたり、利用規定や裏面利用条件が守れなかった場合は、利用の取り消し及び団体登録の取り消しを行う場合がある。
 - ② 学校グラウンドについては学校教育活動を優先するので、学校行事等が入った場合は利用を取り消す場合がある。
 - ③ 用具の貸出は行ってないため、各団体で用意すること。

〔 問合せ 三島市民体育館 055-987-7570
 スポーツ推進課 055-987-7571 〕

利 用 条 件

- 1 グラウンドは、雨天及びグラウンドコンディション不良の際は利用を禁止する。グラウンドの利用可能、不可能の判断はスポーツ推進課または指定管理者の指示に従い、無理な使用はしないこと。
- 2 グラウンド以外の施設には立ち入らないこと。ベース、ライン引き等用具の貸出はしない。
- 3 利用日時、利用グラウンドを厳守し、転貸しはしないこと。
- 4 利用後は施設、設備を現状に復し、清掃をしてゴミはすべて持ち帰ること。グラウンドの整備等の最終確認を団体責任者が必ず行うこと。
- 5 施設内及び施設への移動中に発生した事故、施設・設備の破損・汚損については、当該利用団体が責任を負うこと。
- 6 幼児及び児童を連れての利用は原則として禁止する。やむなく連れてくる場合は、保護者の責任のもと事故の発生、施設の破損等の防止に注意すること。
- 7 施設内は火気厳禁である。また、喫煙をしないこと。
- 8 車輛(自動車・オートバイ・自転車)はグラウンド内に乗り入れず、所定の駐車場を利用すること。また、路上駐車は地域住民の方の迷惑となるので絶対にしないこと。
- 9 グラウンドへの飲食物の持ち込みは禁止とする。
- 10 学校には電話の利用及び取り次ぎを求めないこと。
- 11 照明の鍵は、必ずスイッチをOFFにしてから抜くこと。
- 12 (北上中・中西中を利用する団体へ)
 - ① 北上中は、東門から入り、格技場南側へ駐車すること。
 - ② 中西中は、校舎東側の駐車場に前向きに駐車すること。
(グラウンドレーキは東端の部室に収納してあります)
- 13 許可書は必ず持参すること。
- 14 未成年団体の利用については、必ず成人が責任者として現地に同行すること。
- 15 その他、スポーツ推進課または指定管理者の指示に従うこと。